

農地管理で困っている方！
農業の後継者がいない方！
登録しませんか？

一関市農地バンク事業

一関市農業委員会では、農地利用の最適化、担い手の営農規模の拡大及び新規就農の促進を図るため、所有者等が耕作・管理することが困難であることなどを理由として、貸したい（売りたい）農地を、ホームページや窓口で広く紹介し、耕作希望者とのマッチングを支援する取組を始めました。

農地を
貸したい人
売りたい人



①農地情報の登録申込

農業委員会

②農業委員等によるあっせん

③農地情報の公開（ホームページ等）

⑤仲介（利用申請書の写しを提供）

農地を
借りたい人
買いたい人



④農地利用の申請

⑥当事者間で条件などの契約交渉

⑦ 交渉成立

⑧中間管理事業・農地法による契約

要件

農地

- 市内の農地であること
- 登録希望農地が荒廃していないこと

ひと

- 所有権等により、農地の貸出し又は売却を行うことができる方であること
- 農地を利用する権限を有する第三者の同意があること
- 所有者等が複数いる場合は、過半数を超える持ち分の所有者等の同意があること
- 農地の利用者が見つかるまで、利用者の耕作に支障を生じさせないように適正に管理すること
- 農地以外の用途に変更しないこと

登録は
こちらから



※ 耕作希望者が見つかることを保証するものではありません。

要件

ひと

- 申請地を含む全ての農地を効率的に利用して耕作すること
- 農業経営に必要な農作業に常時従事すること
- 地域における農地等の農業上の効率的・総合的利用の確保に支障が生じないこと
- 法人による所有権取得の場合は、農地所有適格法人であること

申請は
こちらから



ホームページはこちら



※ 市のホームページ、下記の窓口でも登録・申請が可能です。

*お問合せ窓口

一関市農業委員会事務局（〒029-0202 一関市川崎町薄衣字諏訪前137）

電話 0191-43-3606

または 本庁農政推進課・各支所産業建設課